

# 財団法人予防接種リサーチセンター常勤役員及び顧問報酬・退職金規程

[制定]

平成15年 4月10日

(目的)

第1条 この規程は、財団法人予防接種リサーチセンターの常勤役員及び顧問の報酬（給与）及び退職金について定める。

(給与の区分)

第2条 常勤役員及び顧問の給与は本俸、通勤手当及び夏季手当、年末手当とする。

(給与の支給方法及び支給日)

第3条 給与は毎月25日に支給する。ただし支給日が休日に当たる時は順次繰り上げる。

2 新規就任の場合におけるその月の給与は、その発令の日から日割り計算により支給する。

3 退職した場合におけるその月の給与は、最後に出勤した日までとし、日割り計算により支給する。

(端数の取扱)

第4条 給与の計算に当たり円単位未満の端数が生じたときは、計算の終わりにおいて円位に切り上げる。

(本俸)

第5条 常勤役員及び顧問の本俸の月額は次の各号に掲げるとおりとする。

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| 1 常勤役員             | 別に定める        |
| 2 顧問であって理事長が指名した者  | 50,000円以内とする |
| 3 前号までに該当しない理事及び顧問 | 無報酬          |

(本俸の改正)

第6条 本俸の改正は職員に準じて行い、理事長が定める。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例として支給する。

- 2 通勤手当の月額とは別に定めるところにより算出したその者に1月の通勤に要する運賃の額に相当する額とする。
- 3 出勤日に乗じて実費弁償とする。
- 4 通勤手当は、本俸の支給日に支給する。

(夏季手当及び年末手当)

第8条 支給日、計算基準日、支給率は職員に準ずるものとし、理事長が定める。

- 2 夏季手当、年末手当の基準給与月額はそれぞれの基準日現在の本俸とし、その本俸に支給率を乗じて得た金額を夏季手当及び年末手当として支給する。

(退職金)

第9条 退職金は常勤役員及び顧問として所属長等の職務に就任した後退職した場合に支給する。

- 2 退職金は退職時の本俸の額に勤務年数を乗じて得た金額に、各号に掲げる支給率を乗じて得た金額とする。

1. 1年以上10年以下の期間については 1年につき100分の150
2. 11年以上20年以下の期間については1年につき100分の165
3. 21年以上30年以下の期間については1年につき100分の180
4. 31年以上の期間については 1年につき100分の165

- 3 勤続年数に1年未満の端数があるときは月割り計算により、1年未満の端数は1年に切り上げる。

役員に対する報酬の支給についての内規

財団法人予防接種リサーチセンター

平成15年4月25日

- 1 財団法人予防接種リサーチセンター常勤役員及び顧問報酬・退職金規程第5条第1号については、常勤役員がいないため報酬を支給しない。

附 則

この内規は、平成15年4月25日から適用する。